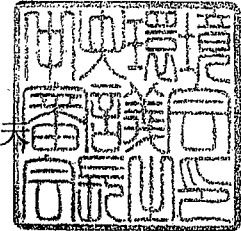




中環審第212号
平成16年9月30日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会
会長 森 嶋 昭 夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める
基準の設定について（付議）

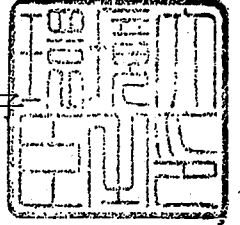
平成16年9月30日付け環水土発第040930001号をもって環境大臣より、当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づ
き、土壤農薬部会に付議する。



諮問第129号
環水土発第040930001号
平成16年9月30日

中央環境審議会会長
森 嵩 昭 夫 殿

環 境 大 臣
小 池 百 合 子



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、別紙の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙)

5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-*p*-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名 エチプロール)